

## 北海道知床世界自然遺産条例案

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 基本的施策（第8条－第18条）

#### 附則

知床は、北半球における流氷の南限とされており、流氷がもたらす恩恵を受けて多種多様な生物が生息し、及び生育している。シロザケ、カラフトマス等が海と川を往来し、これらを餌とするヒグマ、オオワシ等の大型哺乳類、絶滅のおそれのある猛禽類や、シャチ等の海棲哺乳類、ケイマフリ等の海鳥などの様々な動物が生息するほか、北方系と南方系の野生生物が混在している。

このように、海域と陸域の自然環境が密接に関連し合い、多様な生物とこれらの生物間の相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっていることが高く評価され、知床は、平成17年7月、世界自然遺産に登録された。

これまで知床の自然環境が守られてきた背景には、アイヌの人々が知床の自然と共生し、優れた自然環境を脈々と引き継いできた歴史や、地域の主導により知床を乱開発から守るために活動が展開されてきた経緯があることを忘れてはならない。また、自然公園法等の法令による規制や国、道、関係団体等による自主的な遵守事項の策定により、自然環境の保全と適正な利用との両立も図られてきたが、近年、登山道における植生の荒廃、人と野生動物とのあつれき、自然環境の保全と適正な利用を推進する担い手の不足などの課題に対応していくことが求められている。

知床世界自然遺産の世界的にも類まれな価値を有する自然環境を人類共有の財産として、より良い形で将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であり、国、道、関係市町村、関係団体、道民、来訪者等がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要がある。

このような考え方方に立って、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進し、知床世界自然遺産の自然環境がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受することができるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに関係団体、道民等（道民及び来訪者をいう。以下同じ。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人類共有の財産である知床世界自然遺産の将来の世代への継承を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「知床世界自然遺産」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された知床の地域をいう。

2 この条例において「知床世界自然遺産の保全及び適正な利用」とは、知床世界自然遺産（これに隣接する地域であって、知床世界自然遺産と一体として保全しなければその生態系、生物の多様性その他の自然環境の保全に影響を及ぼすこととなるものを含む。

第4条第1項、第6条第1項、第8条及び第15条第1項を除き、以下同じ。) の自然環境を保全すること及び知床世界自然遺産においてその自然環境の状態が維持される方法で観光旅行、余暇活動、事業活動その他の人為的な活動を行うことをいう。

- 3 この条例において「来訪者」とは、知床世界自然遺産を来訪する者をいう。
- 4 この条例において「関係団体」とは、知床世界自然遺産に関し、自然環境に係る調査研究、自然環境の保全に係る普及啓発その他の自然環境の保全に資する取組を実施し、又は支援する法人又は団体であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 国、道、関係市町村及び関係団体の緊密な連携並びにこれらのものと道民等及び事業者との協働の下に行われること。
- (2) 生態系の状況等について定期的な調査研究が行われ、その結果を知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するための取組に順応的に反映させる方法により対応されること。
- (3) 陸域における取組と海域における取組とが統合的に行われること。
- (4) 原生的な自然環境が保存されている地域と人為的な活動が行われつつ自然環境の状態が維持されている地域との区分の下に行われること。
- (5) 世界自然遺産としての顕著な普遍的価値に対する道民等の理解の増進が図られること。
- (6) 知床世界自然遺産の自然環境を保全し及びその価値を向上させながら、エコツーリズム(エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)第2条第2項に規定するエコツーリズムをいう。第15条第2項において同じ。)が推進されること。
- (7) 知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の継続的な確保及び育成が図られること。
- (8) 知床世界自然遺産以外の地域における自然環境の保全及び適正な利用に関する取組の模範となるよう、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する先進的な取組の推進が図られること。
- (9) 知床世界自然遺産以外の地域において自然環境の保全及び適正な利用の推進に取り組んでいるもの並びに知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼす可能性のある地域の関係者との広域的な協力の下に取組が行われること。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国と共に知床世界自然遺産を管理する責任を有する者として、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、関係市町村及び関係団体と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努めなければならない。
- 3 道は、道民等及び事業者の知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を促進するよう努めなければならない。
- 4 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策の推進に当たっては、国、道、関係市町村、関係団体、学識経験を有する者等で構成される会議において合意された事項を尊重するものとする。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、前項の取組の推進に当たっては、国、道及び関係市町村と緊密に連携するとともに、道民等及び事業者との協働に努めるものとする。

(道民等の役割)

第6条 道民等は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する理解を深めるものとする。

2 知床世界自然遺産の区域内の住民は、基本理念にのっとり、日常生活において知床世界自然遺産の自然環境に及ぼす影響を回避し、又は低減するよう努めるとともに、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。

3 来訪者は、基本理念にのっとり、自らの行動が知床世界自然遺産の自然環境の保全に影響を及ぼさないよう十分配慮するとともに、国、道、関係市町村及び関係団体が知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進するために定めた来訪者の遵守すべき事項を遵守するものとする。

4 道民等は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、知床世界自然遺産の自然環境に配慮した事業活動を行うよう努めるものとする。

2 知床世界自然遺産の区域内の事業者は、基本理念にのっとり、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用のための取組を自ら行うよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、国、道、関係市町村及び関係団体が実施する知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(知床世界自然遺産地域管理計画等に基づく施策の推進)

第8条 道は、知床世界自然遺産地域管理計画（国及び道が共同して定めた知床世界自然遺産の管理に関する計画（変更があったときは、その変更後のもの）をいう。）その他道が国、関係市町村等と共同して定める知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する計画及び方針に基づき、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するものとする。

(施策の立案等における配慮等)

第9条 道は、知床世界自然遺産に関する施策及び事業の立案及び実施に当たっては、知床世界自然遺産の自然環境の保全への影響について十分配慮するものとする。

2 道は、定期的に、知床世界自然遺産における自然環境、人為的な活動等の状況を勘案し、知床世界自然遺産に関する施策及び事業の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、関係市町村等の意見等の反映)

第10条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策に、国、関係市町村、関係団体、道民及び事業者の意見及び提案を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(関係者間の意見の調整)

第11条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用が図られるよう、自然環境の保全を図るための取組を行う者、自然環境を利用して事業活動を行う者等の関係者間の意見を調整するよう努めるものとする。

(体制の整備)

第12条 道は、国、関係市町村及び関係団体と連携して知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(関係市町村等に対する支援)

第13条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、関係市町村及び関係団体が実施する施策及び取組を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第14条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を適切に推進するため、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関し、調査を定期的に行うとともに、科学的知見等の集積及び共有を図るものとする。

(道民等の理解の増進等)

第15条 道は、知床世界自然遺産の世界自然遺産としての顕著な普遍的価値並びに知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に対する道民等の理解の増進を図るため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、国内外からの知床世界自然遺産への来訪を促進してエコツーリズムの推進を図るため、情報の提供、知床世界自然遺産の自然との触れ合いの場及び機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する道民等及び事業者の取組の促進を図るため、知床世界自然遺産において遵守されるべき事項の策定その他必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の確保及び育成)

第16条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を推進する担い手の確保及び育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(関係法令等に基づく措置)

第17条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図るため、この条例に基づく施策のほか、漁業法（昭和24年法律第267号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用を図るため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、自然公園法（昭和32年法律第161号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(財政上の措置)

第18条 道は、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。